



平成13年7月27日
日本原子力発電株式会社

「東海発電所、東海第二発電所原子力事業者防災業務計画」の修正について

当社は、原子力災害対策特別措置法に基づき、茨城県知事及び東海村長との協議を経て、「東海発電所、東海第二発電所原子力事業者防災業務計画」を修正し、本日、経済産業大臣に届け出いたしました。

また、同法に基づきこの計画の要旨を別紙のとおり公表いたします。

当社といたしましては、今後とも、東海発電所並びに東海第二発電所の原子力防災体制の整備に万全を期して参ります。

以上

別 紙 「東海発電所、東海第二発電所原子力事業者防災業務計画」の修正要旨

「東海発電所、東海第二発電所原子力事業者防災業務計画」の修正要旨

平成13年7月27日
日本原子力発電株式会社

原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号。以下「原災法」という。）第7条1項の規定に基づき、東海発電所並びに東海第二発電所の原子力事業者防災業務計画を修正したので、同条第3項の規定に基づき、その要旨を以下のとおり公表する。

1. 修正の目的

今回、省庁再編、茨城県地域防災計画、東海村地域防災計画の修正等を踏まえ、平成12年6月に作成した「東海発電所、東海第二発電所原子力事業者防災業務計画」の修正を行った。

2. 修正年月日

平成13年7月27日

3. 修正の要旨

項目	概要	修正内容
名称等の変更	省庁再編に伴う省庁名称等の変更、通報先の見直し	名称変更及び通報先の見直しを行った。 (例) ・ 通商産業省→経済産業省 ・ 科学技術庁→文部科学省
	社内組織改正に伴う本店組織名称の変更	名称変更を行った。 (例) ・ 発電管理部長→発電管理室長 ・ 総務部長 →総務室長 ・ 資材部長 →資材燃料室長 等
茨城県地域防災計画との整合	茨城県地域防災計画等の修正に伴う整合	【第1章】 ・ 国への届出書の写し及び計画の要旨を県及び村に報告することを加筆。 【第2章】 ・ 県が整備する環境放射線モニタリングシステムへ提供するための設備等の整備・維持を加筆。 ・ 事業所外運搬中における原子力災害予防対策を加筆。 ・ モニタリングポストデータの報告先を加筆。 ・ 県、村、関係周辺市町が行う住民の避難計画等の作成への協力を加筆。 ・ 緊急時医療に従業員の救急医療のための医療

		<p>機関等の確保等を加筆。</p> <p>【第3章】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 通報及び連絡に原災法第10条に該当しない事象時の関係機関への通報連絡を加筆。 ・ 原子力緊急時支援・研修センターへの通報連絡を加筆。 ・ 応急措置の実施に負傷者の移送及び治療の際に二次災害防止措置として放射線管理の知識を有する原子力防災組織の構成員の同行を加筆。 <p>【第4章】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 復旧対策に放射線の遮へいを加筆。 <p>【第5章】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急時医療のスクリーニング要員の派遣及び資機材の貸与を加筆。 ・ 災害弱者を含む避難者の搬送、誘導への協力を加筆。
--	--	--

(参考：原子力事業者防災業務計画の主な内容)

第1章 総則

原子力事業者防災業務計画の目的、定義、基本構想、運用、修正について

第2章 原子力災害予防対策の実施

原子力防災体制、原子力防災管理者の職務、非常事態の宣言・解除の方法、放射線測定設備・原子力防災資機材の設置、点検及び防災教育・訓練の実施等平常時に備えるべき事項を記載

第3章 緊急事態応急対策等の実施

緊急事態が発生した場合の通報、避難誘導、モニタリング、医療、拡大防止対策、広報等の応急措置の実施、オフサイトセンターとの連携について

第4章 原子力災害事後対策の実施

緊急事態解除宣言が出された後の発電所の復旧対策、広報やモニタリング活動のための原子力防災要員の派遣、原子力防災資機材の貸与等について

第5章 その他

他の原子力事業者への協力について

以上